教育福祉委員会委員長報告書

令和６年１０月２日

教育福祉委員会に付託されました議案３件、陳情２件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第４７号「令和５年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、保険給付費等の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額１４０億９，２９７万円に対し、歳出総額は１３９億７，３１２万１千円で、差引き１億１，９８４万９千円の実質収支額となり、地方自治法及び流山市介護保険介護給付費準備基金条例の規定に基づき４，２１３万２千円を同基金に積み立て、残額の７，７７１万７千円を令和６年度へ繰り越した、令和５年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、反対の立場で討論する。

流山市介護保険特別会計では、介護職員処遇改善事業や、低所得者への保険料軽減がなされるなど、市民や、現場の声を取り入れた改善がされている。しかし、反対の理由の１番目は、これらの事業をもってしても、まだまだ介護従事者の抜本的処遇改善には程遠いことである。とりわけ、訪問介護は令和６年度から基本報酬が下げられ、このままでは介護に従事する人が確保できず、文字通り介護の崩壊を招きかねない事態となっている。市の取組は評価するが、国・県の制度設計を含めて、大きな改善が必要である。また、市は保険者として、介護従事者の実態調査をやるべきであると考える。

反対理由の２番目は、国が押しつけてきた制度設計の下では、保険料・利用料と負担ばかりが増えつづけ、介護の社会化どころか、経済的な理由から必要な介護が受けられない事態も生まれていることである。

私たちも、引き続き介護の願いの実現のために全力を尽くすとともに、地方自治体としても、もっと国に意見を上げて、制度の改正、特に介護報酬の抜本的引き上げと、利用者の負担軽減、そのための政府による財源拡充を求めていただくことを要望する。

２　１点要望し、賛成の立場で討論する。

介護職員の増員や資質向上を図るために、市独自の処遇改善や研修の充実が図られていること。配食サービスの充実と料金に対しても配慮がなされていることを確認することができた。予防対策をしていても、高齢者の方が、介護が必要になった場合も、高齢者へ寄り添い、本人の希望に沿った介護が受けられるよう、介護サービスの更なる充実を要望し賛成する。

３　２点指摘要望し、賛成の立場で討論する。

２０２５年をいよいよ直前に控え、今後、後期高齢者が一気に流山市でも増加する。これまで培ってきた地域包括ケアシステムが、果たして住民にとって、自分らしい生活を最後まで続けることができるのか、問われることになる。

地域包括ケアシステムとは、介護保険制度と、医療保険制度の両分野から高齢者を地域で支えていくものである。要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、地域内で助け合う。つまり、地域の実情に合った医療介護予防、住まい生活支援体制となるかどうか、令和５年度はどこまで課題を解消できているのか、行政は問われている。

令和５年度において地域包括ケアシステムの体制づくりに不安を感じる点は幾つかあった。

事業面から大きく以下２点、指摘要望する。

１　成年後見中核機関の運営について、流山市では令和３年にスタートした。近隣自治体で極めて遅いスタートであったが、ようやくスタートしたものの、その後の歩みも極めて遅いと認識している。中核機関として４つの機能のうち、市民後見人の養成・育成は喫緊の課題と思われる。早急な対応を求める。

２　本市の流山市在宅医療介護連携推進事業、介護人材確保支援事業について、在宅におけるマンパワーの不足は、大きな問題である。医療介護に従事する医師、看護師、ケアマネジャーをはじめ、ほとんどの分野で医療、介護従事者不足が見られる。施設はできても、すべてのベッド数を利用できない施設がある。在宅医療介護従事者の労働環境、家族による介護・看護の負担を軽減するケアの整備、施設でのショートステイでの看取りに係るノウハウ、知識・技術の向上など、行政の御努力を伺ったが、まだまだ不安な材料でもある。

４　反対の立場で討論する。

令和５年度の流山市の介護保険事業は、第８期の流山市高齢者支援計画の最後の年であり、第８期の事業に貫かれていたのは、地域包括ケアシス

テムの構築による介護体制づくりということであった。

この地域包括ケアシステムについての国の位置づけはどういうものか、介護施策、介護事業の中心的担い手を国から自治体に移していく、自治体の役割を拡大していくことが謳われている。それと同時に、介護やケアが行われる場を施設ではなく在宅にシフトしていくことも目指されている。

しかし、私は、自治体の役割を重視していくことと、介護やケアの中心を施設から在宅にシフトしていくこととは、同じであってはならないと考える。なぜならば、近年の家庭や地域は、３０年も続く経済停滞やその下での格差や貧困の拡大を背景にして、介護力低下の圧力にさらされ続けているからである。

こうした社会情勢にあっては、特別養護老人ホームなどの介護施設の重要性は低くなるどころか、ますます高まっていると考える。ところが政府は、介護事業における自治体の役割の強化という要請と、介護事業の施設から在宅、この在宅には家族や地域の介護力も国の主張では含まれるが、そういった方向への移行と意図的に混同させているように考える。そして、多くの自治体が、この混同に異を唱えることなく従っている。

国から自治体への移行を重視する地域ケアシステムであるが、他方では、制度の根幹部分において、国による一元的な支配の要求が強まっている。いわゆるＬＩＦＥ、科学的介護情報システムにおいては、自治体や介護現場に、端末からの膨大なデータ入力を要求する一方、その解析の権限を国が独占し、アルゴリズムも公表されていない。自治体や介護現場に対しては、ケアの質の向上という言葉で効率化を求め、効率化という装いで安上がり介護を追い求め、それに従う自治体や介護施設を経済的に優遇する誘導策をとっている。アルゴリズムが公表されていないという点では、要介護認定の一次判定のソフトウェアについても同様である。

また、政府は、総人口の減少や、２０２５年をもって団塊の世代が７５歳以上の後期高齢期へと移行することと、介護のリソース不足の問題も混同させている。しかし、高齢者が増大することが自動的に介護資源の不足を生じさせるわけではない。介護を必要とする高齢者が増えることがあらかじめ分かっているにもかかわらず、それに対する財政的な手当てが行われない時に、介護資源不足が引き起こされてしまうのである。

自治体レベルでの介護サービス供給の困難は、国の側の政策的な選択、とりわけ財政における社会保障や介護への冷遇策によって生じる。地域包括ケアシステムでは、各自治体の創意工夫が求められ、事実、各自治体で特色のある事業が行われてきている。しかし、それらの実践が良い結果を

もたらすためにも、国による必要な財政支援が欠かせない。
介護の仕組みをより一層充実させたいという市職員の真摯な願いや取り組みにもかかわらず、国がおぜん立てした介護保険制度、相次ぐ保険料と利用料の引き上げ、サービスの縮小、低所得者や生活困窮者に対する配慮を切り縮める、介護従事者の一向に改善されない低賃金や低処遇、介護を受ける側のＱＯＬ、生活の質の改善が進まない状況等々は、介護保険制度を存続の危機にまで追いやっている。
こうした介護保険制度の歪みを正していくことこそが、私たち自治体議員に求められている第一の役割だと受け止めており、そのために今後も活動していくことを決意する。
がありました。
採決の結果、４対２をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。
次に、議案第４６号「令和６年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号)」について報告します。
本案は、令和５年度決算額の確定に伴う繰越金や介護職員処遇改善事業補助金の追加など所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ８，３１４万円を追加し、１４９億８，４５２万４千円とするものです。
審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第４８号「流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。
本案は、障害を理由とした保育の実施の制限が可能となっている規定を削除するものです。
審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、陳情第８号「「国における２０２５年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。
本件は、政府及び関係行政官庁に対して「国における２０２５年度教育予算拡充に関する意見書」を提出することを求めるものです。
初めに、当局より、
子どもたちの確かな成長を支え、夢と希望を抱きながら自信をもって生きる子どもたちを育てることが教育の命題であり、この命題に向けて子どもたちをより良く育てることが、学校教育の使命である。学校教育の充実

のためには、物的にも人的にも環境を整えることが大切であり、国に対しては、このための予算措置の拡充を是非お願いしたいと考えており、陳情書にある７項目は、どれも重要なものであると認識している。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

本陳情にあるような「教育予算拡充」は当然のことと考える。また、不登校が増え続ける中、陳情項目５のスクールカウンセラー等の相談体制の充実や誰もが学ぶことができる機会の保障は急務と考える。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

最後に、陳情第９号「「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、政府及び関係行政官庁に対して「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

国が教職員の給与の一部を負担する制度が義務教育費国庫負担制度で、公立の小中学校等の教職員の給与は、平成１７年度までは国が２分の１を負担していたが、平成１８年度からは、国が３分の１、県が３分の２を負担することとなっている。国は、日本国憲法・教育基本法の定めにより、国民に対して、義務教育費無償の原則を実質的に保障しなければならない。そして、義務教育制度の根幹である「機会均等・教育水準の確保・無償制」は国が果たす役割である。都道府県は規模・財政状況ともに大きく異なることから、教職員の配置基準や給与水準に不均衡が生じ、教育の機会均等と教育水準の確保ができなくなることも考えられる。このことから、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは、流山市の教育のためにも大切なことと考える。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

以上